

車検証通りにお書きください

自動車保有場所届出書 (新規・変更)		受理 番号	第	号
車名	型式	自動車の区分		登録・軽
		自動車の大きさ		
		長さ	センチメートル	
		幅	センチメートル	
		高さ	センチメートル	

自動車の使用の本拠の位置	(車を使う人がお住まいの住所)	※基本的に届出者の住所と同じになるはずですが。
自動車の保管場所の位置	(駐車場の住所)	
※保管場所標章番号	(変更前)	

**引越しや名義変更(後)の住所でお書き下さい。
フリガナもご記入ください。**

〒 _____ 年 月 日

届出者 住所 _____

() 局 番 _____

フリガナ
氏名 _____

- 備考
- 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第7条第1項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 - (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 - (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1) に該当する場合を除く。)。
 - 5 どちらかに①に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載する。
 - 6 届出者は、氏名欄には押印を要せず記名又は署名してください。
 - 7 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※3枚とも同様にご記入ください。

木村行政書士事務所

自己単独所有・その他

自動車登録番号
車両番号

連絡先

※その他の場合はお電話下さい。